多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備			
て、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があるもの			
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子がないもの	一二四	五六	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	一〇〇	七九	
十九 ［略］	［略］	［略］	［略］
二十 ［略］	［略］	［略］	［略］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［略］

［２・３　略］

４　七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局		
ア	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
イ	一、〇〇〇MHz以上二、〇一〇MHz未満	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値

十八 ［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十九 ［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［２・３　同上］

４　七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

［一～三　同上］

［新設］